

# 宿 泊 約 款

喜入シーメンズクラブ

2007年6月14日制定

2013年4月1日改正

2013年12月25日改正

2020年4月1日改正

## 宿泊約款

### 適用範囲

**第1条** 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 宿泊契約の申込み

**第2条** 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### 宿泊契約の成立等

**第3条** 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 申込金の支払いを要しないこととする特約

**第4条** 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、特約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 宿泊契約締結の拒否

**第5条** 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の不具合、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が次の①から⑥に該当するとき。
  - ①暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、過激行動団体、その他反社会的勢力若しくはこれらに準じる者（以下「暴力等」といいます。）又は暴力団等の関係者である場合
  - ②暴力団等又は暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
  - ③法人でその役員（取締役、執行役員又はこれに準じる者をいいます。）、従業員、関係社等のうちに暴力団等との関係がある場合
  - ④暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合
  - ⑤当ホテルのお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
  - ⑥当ホテル又は当ホテル従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合
- (8) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び、宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（鹿児島県旅館業法施行条例第5条の規定にもとづく。）

### 宿泊客の契約解除権

**第6条** 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払により前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### 当ホテルの契約解除権

**第7条** 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- (6) 宿泊客が以下の①から⑥に該当することが判明したとき。
  - ①暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、過激行動団体、その他反社会的勢力若しくはこれらに準じる者（以下「暴力等」といいます。）又は暴力団等の関係者である場合
  - ②暴力団等又は暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
  - ③法人でその役員（取締役、執行役員又はこれに準じる者をいいます。）、従業員、関係社等

のうちに暴力団等の関係がある場合

- ④暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合
- ⑤当ホテルのお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- ⑥当ホテル又は当ホテル従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

(7) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(鹿児島県旅館業法施行条例第5条の規定にもとづく。)

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 宿泊の登録

**第8条** 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時に提示していただきます。

## 客室の使用時間

**第9条** 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、当日午後3時から翌日午前10時までとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過1時間ごとに
  - ①一般客室 ￥1,100
  - ②コンフォートシングル ￥1,300
  - ③VIPルーム ￥1,600

(2) 超過5時間以上は、室料金の100%

## 利用規則の遵守

**第10条** 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

## 営業時間

**第11条** 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりといたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
  - ① 門限(ロビー1階正面玄関施錠) 23:00
  - ② フロント 06:30~23:00
  - ③ キャッシャー 06:30~23:00

(2) 飲食等(施設)サービス時間

- ① 朝食 6:30~8:30  
(但し、土日、祝日は、パン・コーヒー無料サービスのみ)

② 夕食 18:00～20:00

③ スナック 17:30～23:00 (ラストオーダー 22:30)

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

### 料金の支払い

**第12条** 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

### 当ホテルの責任

**第13条** 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

### 契約した客室の提供ができないときの取扱い

**第14条** 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

### 寄託物等の取扱い

**第15条** 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は貴重品ロッカーご使用にて、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は貴重品ロッカーにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類、及び価額の申告のなかったものについては、10万円を限度として当ホテルは、その損害を賠償します。

### 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

**第16条** 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、

第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

### 駐車責任

**第17条** 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によつて損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

### 宿泊客の責任

**第18条** 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被つたときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

### 別表第1 宿泊料金等の算定方法

(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内訳
宿泊客が支払う総額	宿泊料金	(1) 基本宿泊料 (室料) (2) サービス料 なし
	飲食料金	(3) 飲食料又は追加飲食料 (4) サービス料 なし
	その他	(5) 電話・FAX (6) その他宿泊に付随する代金
	税金	消費税

備考：1. 基本宿泊料は料金表によります。

2. 税法が改定された場合には、その改定された規定によるものとします。

### 別表第2 違約金 (第6条第2項関係)

違約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日
	100%	0%	0%

(注) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

## ご利用規則

ホテルの公共性とお客様の安全の為、宿泊約款第 10 条の定めにある通り、快適なご宿泊をいただきますために、下記の規則をお守りくださいますようお願いいたします。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第 7 条により、宿泊のご継続及び館内諸施設の利用をお断りすることもあります。

### 記

- (1) 客室を宿泊以外の目的にご利用されることは堅くお断りいたします。
- (2) 館内に許可なくして外部からの出前はお断りいたします。
- (3) 廊下および客室内でアイロンおよび暖房用、炊事用などの火気のご使用は、お断りいたします。
- (4) ベッドの中で喫煙をなさらないでください。
- (5) みだりに外来客を客室内に招き諸設備および諸物品を使用させたりなさらないでください。特に午後 10 時以降客室にお客様をお招きすることは、ご遠慮ください。
- (6) 館内および客室内の備品を所定の場所からみだりに移動したり、許可なく変更、加工なさらないでください。
- (7) 館内に次の如きものをお持込みなさらないでください。
  - イ. 愛玩の動物、鳥類等（但し、盲導犬は除く）
  - ロ. 悪臭を発するもの
  - ハ. 常識的な量をこえる物品
  - ニ. 許可証のない鉄砲、刀剣等
  - ホ. 発火又は引火しやすい火薬、揮発油類等
- (8) 館内および客室内で高声、放歌および喧騒な行為、その他で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、また、賭博や公序良俗に反する行為をなさらないでください。
- (9) 館内で許可なくして他のお客様に広告物の配布や物品の販売などをなさらないでください。
- (10) 廊下やロビーなどに所持品を放置なさらないでください。
- (11) 18 歳未満の方のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りいたします。
- (12) 現金、貴重品等は、お客様にて管理なさるかロビー貴重品ロッカーをご使用ください。  
万一、室内における紛失、盗難等につきましてはホテルは責任を負いかねる場合もあります。
- (13) お忘れ物、遺失物の処置は、法令に基づいてお取扱いさせていただきます。